

# 70歳以上の高齢者被害防止呼びかけ

## 「生活笑百科」小島弁護士が講演



自身の体験を交えながら分かりやすく話す小島弁護士

的に多い」とし、家族や子どもにも注意を受けるため、被害に遭っても誰にも言えず泣き寝入りしてしまっている現状を紹介した。

抱えているなどがあり、「例えば『トイレを貸して』と言って上がり込み、勧誘に入るというケースを聞いている。玄関にシールを張って勧誘のターゲットにしているという話も聞いているので注意して」と呼びかけた。

消費者被害にまつわる相談は高齢者ほど増加しており、特に70歳以上が相談の3割強を占め、集中的に狙われていることは明らかだ。健康食品や家庭用電器治療器具、ふとん類、冠婚葬祭互助会などを買わされたり、契約させられたりしている。

「特に訪問販売に関する相談は70歳以上が圧倒的に多い」とし、2

増加傾向にある高齢者のほか、依然として蔓延する悪質商法や詐欺を未然に防止したり、被害回復などを解説する「消費者被害に遭わないために」と題する公開講演会（滋賀県消費生活センター主催）が1月26日、同県近江八幡市内で開催された。NHKの「生活笑百科」で法律解説をしている小島幸保弁護士が商法の手口や消費者被害にかかわる法律などを分かりやすく講演した。

高齢者が悪質商法に狙われる背景として、在宅率が高く、人を疑うことに慣れていない。お金、健康、孤独の3代不安を

つの法律で消費者が手厚く保護されていることを解説した。

訪問販売など不意打ち的に勧誘を受けて契約してしまった場合の強い味方が無条件に解約できるクーリング・オフだが、「期間が経過してしまったり、電気・ガスのようなライフライン、葬儀などは使えないので留意してほしい。事業者によってはクーリング・オフできないとか、工事は終わっているのでもない、契約の場でわざと消耗品を使用させてできない、などという事例があるが、いずれも権利は失われな」とした。

被害の防止と拡大のため、「近所で見慣れぬ工業者がひんばんに出入りして何日も工事しているなどを見かけたら注意してあげていただきたい。関西はコミュニケーションが深い地域なので、それを被害の防止に生かして」と呼びかけた。

参加者から防止策として「近所で見知らぬ事業者が訪問販売をしていたので、駐在所に電話をしたら警察官が来てくれてそれ以降、訪問販売がアツリと途絶えた」と報告があり、地域住民と警察の連動も悪質商法被害防止に有効なことが紹介された。

日本消費経済新聞社の  
ホームページ

<http://www.nc-news.com/>

[cont@nc-news.com](mailto:cont@nc-news.com)